

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【公表番号】特表2008-542439(P2008-542439A)

【公表日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2008-515383(P2008-515383)

【国際特許分類】

A 6 1 K	39/395	(2006.01)
C 0 7 K	16/22	(2006.01)
C 0 7 K	16/46	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)
C 0 7 K	14/48	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	39/395	Z N A D
C 0 7 K	16/22	
C 0 7 K	16/46	
A 6 1 K	39/395	N
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	25/04	
C 0 7 K	14/48	

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月14日(2009.5.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

慢性疼痛の治療用及び/又は予防用医薬を製造するための、NGFとTrkAとの間の結合を阻害することができる抗NGF抗体の使用。

【請求項2】

前記抗体が、ヒト又はラットのNGFのアミノ酸41-49領域：EVNINNSVF（配列番号：9）を含むNGF分子ドメインを認識し、これと結合することができる、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記抗体が、アミノ酸23-35領域：GDKTTATDIKGKE（配列番号：10）を含むNGF分子ドメインを認識し、これと結合することができる、請求項1又は2に記載の使用。

【請求項4】

前記抗体が、TrkAの生物学的活性を阻止することができる、請求項1から3のいずれかの項に記載の使用。

【請求項5】

前記抗体軽鎖の可変領域が、配列番号：1のアミノ酸24から34、配列番号：1のアミノ酸50から56、配列番号：1のアミノ酸89から97から選択される配列を有する相補性決定領域（CDR）の少なくとも1つを含む、請求項1から4に記載の使用。

【請求項6】

前記抗体軽鎖の可変領域が、配列番号：1のアミノ酸24から34、配列番号：1のアミノ酸50

から56、配列番号:1のアミノ酸89から97から選択される配列を有する相補性決定領域(CDR)の少なくとも2つを含む、請求項1から4に記載の使用。

【請求項7】

前記抗体軽鎖の可変領域が、配列番号:1のアミノ酸24から34、配列番号:1のアミノ酸50から56、配列番号:1のアミノ酸89から97から選択される配列を有する3つの相補性決定領域(CDR)の全てを含む、請求項1から4に記載の使用。

【請求項8】

前記抗体軽鎖の可変領域が本質的に配列番号:1の配列を含む、請求項1から4に記載の使用。

【請求項9】

前記抗体重鎖の可変領域が、配列番号:2のアミノ酸26から35、配列番号:2のアミノ酸50から65、配列番号:2のアミノ酸98から111から選択される配列を有する相補性決定領域(CDR)の少なくとも1つを含む、請求項1から8のいずれかの項に記載の使用。

【請求項10】

前記抗体重鎖の可変領域が、配列番号:2のアミノ酸26から35、配列番号:2のアミノ酸50から65、配列番号:2のアミノ酸98から111から選択される配列を有する相補性決定領域(CDR)の少なくとも2つを含む、請求項1から8のいずれかの項に記載の使用。

【請求項11】

前記抗体重鎖の可変領域が、配列番号:2のアミノ酸26から35、配列番号:2のアミノ酸50から65、配列番号:2のアミノ酸98から111から選択される配列を有する3つの相補性決定領域(CDR)の全てを含む、請求項1から8のいずれかの項に記載の使用。

【請求項12】

前記抗体重鎖の可変領域が本質的に配列番号:2の配列を含む、請求項1から8のいずれかの項に記載の使用。

【請求項13】

前記抗体が単鎖形であり、さらにリンカーによって結合された軽鎖可変領域及び重鎖可変領域を含む、請求項1から12のいずれかの項に記載の使用。

【請求項14】

前記抗体が2つの軽鎖及び2つの重鎖を含む、請求項1から12のいずれかの項に記載の使用。

【請求項15】

前記抗NGF抗体がヒトの抗体又はヒト化された抗体である、請求項1から14のいずれかの項に記載の使用。

【請求項16】

前記ヒト化抗体軽鎖の可変領域が本質的に配列番号:3の配列を含む、請求項15に記載の使用。

【請求項17】

前記ヒト化抗体重鎖の可変領域が本質的に配列番号:4の配列を含む、請求項15又は請求項16に記載の使用。

【請求項18】

前記ヒト化抗体軽鎖が本質的に配列番号:8の配列を有する、請求項15から17のいずれかの項に記載の使用。

【請求項19】

前記ヒト化抗体重鎖が本質的に配列番号:5、配列番号:6、配列番号:7から選択される配列を有する、請求項15から18のいずれかの項に記載の使用。

【請求項20】

前記疼痛が慢性炎症性タイプである、請求項1から19のいずれかの項に記載の使用。

【請求項21】

前記慢性疼痛が、脾炎、腎結石、頭痛、月経困難症、筋骨格痛、捻挫、内臓痛、卵巣嚢腫、前立腺炎、膀胱炎、間質性膀胱炎、術後痛、片頭痛、三叉神経痛、熱傷及び/又は創

傷により生じる疼痛、外傷に付隨する疼痛、神經障害性疼痛、筋骨格系疾患に付隨する疼痛、慢性関節リウマチ、変形性関節症、強直性脊椎炎、関節周囲異常、癌性疼痛、骨転移による疼痛、HIVによる疼痛によって引き起こされる、請求項20に記載の使用。

【請求項22】

前記疼痛が神經障害性疼痛である、請求項1から19のいずれかの項に記載の使用。

【請求項23】

前記疼痛が癌性疼痛である、請求項1から19のいずれかの項に記載の使用。

【請求項24】

前記抗体が長期持続作用を有する、請求項1から23のいずれかに記載の使用。

【請求項25】

慢性疼痛の治療に使用するための、請求項1から19のいずれかに記載の抗NGF抗体。

【請求項26】

対象者で慢性疼痛を治療又は予防するための医薬組成物であって、請求項1から19のいずれかに記載の抗NGF抗体の有効量を含む、医薬組成物。

【請求項27】

請求項1から19のいずれかに記載の抗体を含む組成物と指示書とを一緒に含むキットであって、前記指示書が、慢性疼痛の治療が必要な対象者に前記組成物を投与し、それによって前記対象者における慢性疼痛を治療することを指導する、前記キット。